ここに注目

法律 | 政令 | 省令 | 告示 | 通達

労働法令のポイント

社会保険・厚生関係

住宅に係る現物給与価額の改正について

会社から労働の対償として支給される賃金・報酬に通貨以外のものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算の上、社会保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を求める必要がある。会社から現物で支給されるものが食事や住宅である場合は、原則として毎年４月１日に更新される「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた都道府県ごとの価額に基づいて通貨に換算する。このたび令和８年10月１日から、都道府県ごとに定める住宅の利益の額および計算対象が変更になる。本稿では、厚生労働省告示の内容のうち、住宅による現物給与の社会保険上の取り扱いを解説する。なお、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の取扱いについて」（平24. 1.31　基労徴発0131第１・保保発0131第１・年管管発0131第１）は廃止される。

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件
（令 8. 3.17　厚労告94）

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の取扱いについて
（令 8. 3.17　基徴収発0317第１・保保発0317第２・年管管発0317第13）

池田麻里子　特定社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1.現物給与とは

「現物給与」とは、労働の対償として支給される賃金・報酬が通貨ではなく、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事の提供、自社製品の支給などの現物であるものを指す。会社から現物給与で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し、通貨で支給される報酬と合算した額で、社会保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を決定する。

2.現物給与の価額の決まり方

社会保険における現物給与の取り扱いは、「食事で支払われる報酬」「住宅で支払われる報酬」「食事および住宅以外の報酬」に区分され、このうち住宅による現物給与は、[図表１]の計算式により通貨に換算する。

現物給与価額は都道府県別に定められており、令和８年９月30日までは畳１畳当たりの額を用いて計算していたが、令和８年10月１日からは、

図表１　住宅による現物給与の計算式

令和８年９月30日まで	令和８年10月１日から
居住用の室の面積（畳）[注]×都道府県ごとに定める１人１カ月当たりの住宅の利益の額（畳１畳当たりの額）	居住する住宅の床面積の合計（総面積。㎡）×都道府県ごとに定める１人１カ月当たりの住宅の利益の額（１㎡当たりの額）

［注］　住宅が㎡で表示されている場合、畳１畳当たり1.65㎡に換算して計算。

１㎡当たりの額を用いて計算することとなった[図表２]。

[１]計算対象となる総面積

令和８年10月１日から住宅による現物給与を通貨に換算するに当たっては、居住する住宅における床面積の合計（総面積）を対象とすることとなった[図表３]。この総面積には、居住室の床面積（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）のほか、その住宅に含まれる玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや、店、事務室などの営業用に使用している部分の面積も含める。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の付属建物の面積は含めない。また、アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの共用部分の面積を除いた、それぞれの住宅の専用部分の床面積とする。なお、同居世帯がある場合には、総面積を被保険者数で除して１人分を算定する。

一方、令和８年９月30日までは、住宅による現物給与を通貨に換算するに当たって、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とし、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室などの営業用に使用している居住用ではない室を含めないこととしていた。

[２]適用すべき価額

勤務地と社宅の所在する都道府県が異なる場合は、被保険者の人事、労務および給与の管理をしている事業所（＝勤務地）が所在する地域の価額により算定することになる。例えば、勤務地は東京都にあるが、社宅は神奈川県にある場合、東京都の価額を適用する。

また、本社と支店等が合わせて一つの適用事業所となっている場合、通常、被保険者の人事、労務および給与の管理をしている事業所が所在する地域の価額により算定することになるが、現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、本社・支店等それぞれが所在する地域の価額によって計算する。ただし、派遣労働者については、実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算するため、注意が必要である。

[３]月途中で入居した場合の日割り計算

住宅への入居が月途中である場合は、次の計算式により日割りする。

計算式：１カ月相当の現物給与価額×（入居日以降の日数÷その月の総日数）

例えば、勤務地が東京都にあり、令和８年11月11日に総面積40㎡の社宅へ入居する場合は、以下のように計算を行う。

- 東京都の１人１カ月当たりの住宅の利益の額：1330円
- １カ月相当の現物給与価額：40㎡×1330円＝５万3200円

５万3200円×（20日〔入居日以降の日数〕÷30日〔11月の暦日数〕）＝３万5466.666≒３万5466円（１円未満の端数は切り捨て）

3.実務への影響

今回の改正は、固定的賃金の変動（昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合）に該当するため、社宅や寮などを貸与している会社は、これまでの居住用の室を対象として、畳１畳当たりの価額を基に計算した現物給与価額と、改正後の居住する住宅の床面積の合計（総面積）を対象として、総面積１㎡

図表２　１人１カ月当たりの住宅の利益の額の比較

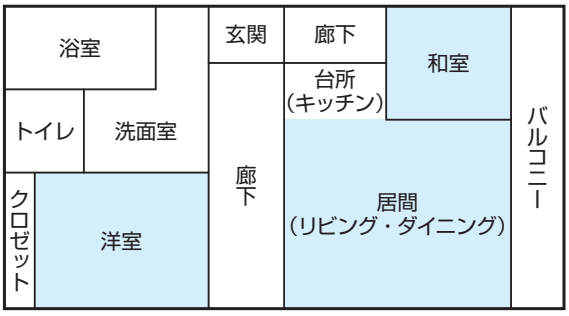
－円－

都道府県名	【令和 8. 9.30まで】１人１カ月当たりの住宅の利益の額（畳１畳につき）	【令和 8.10. 1から】１人１カ月当たりの住宅の利益の額（総面積１㎡につき）	都道府県名	【令和 8. 9.30まで】１人１カ月当たりの住宅の利益の額（畳１畳につき）	【令和 8.10. 1から】１人１カ月当たりの住宅の利益の額（総面積１㎡につき）
北海道	1,110	530	滋　賀	1,410	640
青　森	1,040	460	京　都	1,810	830
岩　手	1,110	520	大　阪	1,780	820
宮　城	1,520	680	兵　庫	1,580	730
秋　田	1,110	490	奈　良	1,310	580
山　形	1,250	540	和歌山	1,170	490
福　島	1,200	540	鳥　取	1,190	500
茨　城	1,340	600	島　根	1,150	500
栃　木	1,320	590	岡　山	1,360	620
群　馬	1,280	550	広　島	1,410	670
埼　玉	1,810	840	山　口	1,140	500
千　葉	1,760	830	徳　島	1,160	510
東　京	2,830	1,330	香　川	1,210	550
神奈川	2,150	1,010	愛　媛	1,130	500
新　潟	1,360	580	高　知	1,130	490
富　山	1,290	560	福　岡	1,430	670
石　川	1,340	580	佐　賀	1,170	510
福　井	1,220	540	長　崎	1,150	510
山　梨	1,260	560	熊　本	1,150	530
長　野	1,250	560	大　分	1,170	530
岐　阜	1,230	540	宮　崎	1,080	490
静　岡	1,460	650	鹿児島	1,110	470
愛　知	1,560	710	沖　縄	1,290	620
三　重	1,260	580			

図表３　計算対象となる面積

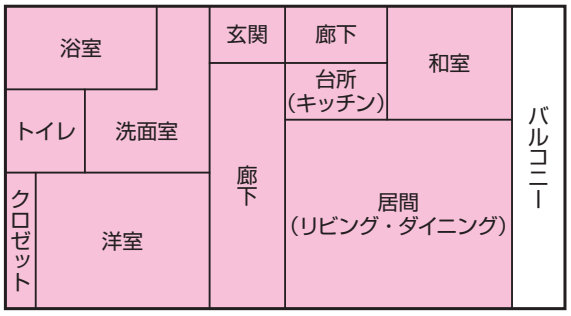
【例】

令和８年９月30日まで



の部分が対象となる。

令和８年10月１日から



の部分が対象となる。

資料出所：日本年金機構「令和８年４月から現物給与の価額が改正されます」を一部改変。

当たりの価額を基に計算した現物給与価額を比較し、報酬月額の再計算および随時改定の有無を確認する必要がある。なお、社宅使用料等を徴収（被保険者が負担）している場合は、現物給与価額から徴収額（被保険者の負担額）を差し引いた額が現物給与価額となり、この額を報酬月額に含めることになる。また、健康保険組合においては、規約により別段の定めを行っている場合があることにも留意されたい。